

## 第5期武蔵野市情報公開委員会（第3回）会議要録

- 日 時 平成18年4月13日（木）午後6時30分～午後8時55分
- 場 所 武蔵野市消費生活センター講座室（商工会館3階）
- 出席者 委 員 7名、事務局 3名
- 傍聴者 1名

※ 報告事項から先に行うこととした。

### 1 報告事項

#### （1）平成17年度第4四半期の開示等状況について

事務局が当日配布資料③「平成17年度行政文書開示請求及び不服申立等の状況」を説明。

<質疑応答なし>

#### （2）文書管理規則について

事務局が当日配布資料④「武蔵野市文書管理規則」を説明。

<質疑応答なし>

### 2 議題

#### （1）防犯カメラの管理及び運用に関する規則について

事務局が当日配布資料①「武蔵野市防犯カメラの管理及び運用に関する規則の制定について」及び「武蔵野市防犯カメラの管理及び運用の手引」に基づき説明。

委 員： 録画した映像記録の保管期間にばらつきがあります。7日というのはいかにも短いような気がします。議論はどうだったのですか。

委 員： ハードディスクは14日間録画ができるということですか。

事務局： 録画映像の保管期間に関しては、基本的には、不必要な個人情報はできるだけ短時間のほうが良いとの観点から保管期間は原則7日としていますが、犯罪捜査の目的の場合は、規則の第9条第2号に「捜査機関から犯罪捜査の目的による保管期間延長の要請を受けたとき」は例外として7日を超えて保管することができるよう規定を設けています。

ハードディスクの録画期間については、基本的には、14日とか7日を過ぎた

ら、自動的に上書きされるように設定されています。ただし、市庁舎とか吉祥寺の環境浄化のところは毎日24時間作動していますが、西原踏み切りの昇降機のように、お客様が昇降機を利用されている時しか作動していないような場合は、日数にするとかなり長い期間録画できることになります。

**委員：** 設置してある場所に、作動時間や保管期間の明示等をしていますか。

**事務局：** 防犯カメラを設置している表示はすることになってはいますが、具体的に、作動時間や保管期間がどうなっているのかについては、そういう情報を細かく提供することによって、逆に犯罪を誘発する可能性があるため、明示していません。

**委員：** 映像記録は、管理責任者が必ずチェックするのですか。

**事務局：** 日ごろは管理責任者のもとに置かれる「取り扱い者」が確認をしています。それを、それぞれ所管によって、定期的に管理責任者に報告をしています。また、捜査機関等からの話があった場合には、管理責任者が対応し、必要に応じて、関係の部署とも協議しながら対応していくことになっています。

**委員長：** この映像データも開示請求があれば開示することもあるのですか。

**事務局：** 開示請求の対象にはなりません。具体的な事案ごとに、視聴の方法により開示することもあり得ます。

**委員長：** 7日で消去しまう場合は、それ以前の映像はもう保存していないという回答をするのですか。

**事務局：** そうです。規則等でそれぞれの映像データの保存期間が決まっていますので、その保存期間を過ぎて既に映像データが消去されています、というご案内をしていくことになります。

**委員長：** 防犯カメラの映像を見るのは、犯罪が起こったときに確認のために見る程度ですか。

**事務局：** 設置場所や施設によって違います。犯罪が起こったときに見る以外にも、保育園等のように不審者対策が主なところは、録画を見るよりも、リアルタイムでモニターチェックをしている施設もあります。

**委員：** 総合体育館の防犯カメラは、設置目的が更衣室内での事故とありますが、更衣室の中に設置しているのですか。

**事務局：** 更衣室の入り口に設置しています。誤解を生じないように記載内容を改めます。

**委員：** 防犯カメラの設置そのものに、何か歯止めはないのですか。

**事務局：** 防犯カメラの設置を直接制限する法令はありません。今後の個人情報保護審議会の審議事項かもしれません。

個人が特定されるような映像がある場合、第三者である開示請求者に開示してもいいのかという問題もあります。本人が映っている映像以外は全部モザイクをかけて視聴させるなど、ここは非常に議論の分かれるところで、前期の情報公開委員会から継続して議論になっています。

**委員：** モザイクも簡単にはかけられないのではないですか。

**事務局：** 開示の対象になっても、実質的に開示が困難なことになるのが、非常に悩ましいところです。

**委員：** この規則は既に議会の議決を得て運用が始まっているのですか。

**事務局：** 規則は議会ではなく、市長が直接制定できることになっていて、4月1日から施行されています。防犯カメラそのものは、それ以前から運用していましたが、各課がばらばらに運用していたため、統一的な運用が図れるよう、今回新たに規定を整備しました。

**委員長：** 防犯を目的に設置しているカメラの取扱いについて、規則が4月1日で施行されたということ、また今後、もしかすると市民の開示請求が出てくるかもしれないということで、ご理解いただけますでしょうか。

**委員：** 周知はしなくて良いのですか。

**事務局：** 情報公開をどこまで徹底するかということはあるのですが、原則として防犯とかセキュリティについての具体的なことは、公表すべきではないというのが、市の法規担当や情報セキュリティ担当の考え方になっています。電算システムのセキュリティについても、セキュリティの外部監査を行っていることは公表していますが、具体的な中身までは明らかにしていません。例えば、自分の家のここここに、どういうカメラがあって、どういうセキュリティロックがかかっているかというのを、あらかじめ公表するような自宅や施設はない、ということとはよく言われます。

**委員長：** 防犯目的であれば、張り子でも役には立つわけですが、でも、それが機能していませんと言ってしまったら、何も意味がなくなります。

抑止効果ということと兼ね合いで、この程度の市の関連施設でやるということは、ある程度了解ですが、映像データの取扱いには慎重な対応をお願いしたい。

## (2) 平成18年6月以降のC I Mコラムのテーマについて

事務局から当日配布資料②「平成18年6月以降のC I Mコラムテーマ選定資料」に基づき説明。また、浜執筆者からテーマ案について説明。

### <市の広報活動について>

委員： 広報誌が多すぎるという声を耳にします。コミセン等では市民への配布用が配られても配架場所が無いところもある。これらの広報誌について、作成経費やどのようなメンバーで作成・編集されているかといった情報をC I Mで公表して、広報誌を見直す一つのきっかけにしてほしいという意見が大分出ています。

委員長： ごもったもなことだと思います。いろいろなものがあっても、ほとんど見ないケースが多い。市がどういう広報活動をしているのかを取り上げて、市民の方々が、あ、そんなものもあったのか、でも、それは本当に必要なのか、あるいは、こんなものをもっと活用しよう等と考えていただけるようになるのであれば、重要なテーマではないかと思います。

委員： 今おっしゃったのは、同じ情報を複数の広報誌に掲載しているということですか。結局、個々の行政機関等ごとに作っている感じがします。

委員： それもあります。あと、長年ずっと何となく作っている、マンネリ化しているのもあるのではないかというのがあります。今回の「きょういく武蔵野」はカラー版でしたが、そのわりに内容は充実していないという意見がとてもありました。

委員： 内容が充実しているかどうかということは、取り上げてもいい問題かもわかりません。ただ、教育委員会は教育という視点から物事を見て発行しているし、「むさしの健康だより」には年間の予定表が書いてあります。広報誌ごとに読者の対象があり、どのようなニュースを掲載するかの区分けがある程度できていると思います。

委員： 主な広報誌一覧の中に「みちまちみどり」が入っているのはなぜでしょうか。広報誌というのは、市の予算でできているものだと思うのですが、この「みちまちみどり」は、すべてボランティアでやっています。

委員長： 市民が市民に還元される行政的な情報をどのように入手できるのかという観点からは、資金元がどうということは、そんなに違和感はないです。これはボランティアでやっていますという説明があれば良いのではないですか。

委員： そうしたら、これだけではないです。もっといっぱいあります。

委員長： どこかで線を引かないといけないと思います。

事務局： 「みちまちみどり」は、お問い合わせ先が緑化環境センターになっているので、主な広報誌一覧に上げてしまったのですが、市の広報誌の範囲について整理が必要だと思います。「ヒューマン・ネットワークセンターだより」や「コミセンだより」のように、編集・発行は運営委員会等が行っているものでも、運営委員会等の運営費の補助金を市が出しているケースもあります。

委員： マンネリ化しているようなものも、ないとは言えないと思いますので、C I M で取り上げてみるのは、すごくいいことだと思います。

事務局： しかし、執筆者が主管課に取材に行くと、それはターゲットが違って、政策広報的な目標があるという話になると思います。

議会で予算が認められると、18年度中に広報誌の発行も含む事務事業を総点検し、重複や歴史的使命が終わってしまった事業の見直しを行うため、第三者による検討委員会を設置する計画があります。個別の広報誌について、もう役目は終わったのではないかということはどこまで書けるかはともかくとして、C I M 全体として、費用対効果を見ながら、広報誌の発行を含めた事務事業の見直しを進めるべきではないかということは、必要なお提議だと思います。

委員長： 広報誌活動として、どんなものがあるのか、全体像を把握して、市民に判断してもらおう情報を提供するという趣旨として、一つ項目として取り上げるということで、よろしいでしょうか。

#### <小児救急医療体制の充実について>

委員： 小児救急医療体制ということでは、ちょうど3月20日に新しくなったので、武蔵野日赤のことを取り上げるのはいかがでしょうか。

委員： そうですね。以前、屋上にヘリコプターの基地ができたときに取材した際に、武蔵野市用のベッド数が結構確保されていましたが、また増えているのですか。

委員： 女性外来というのは、予算の関係で、今はペンディングということになっているのですか。

事務局： そうです。

委員： 今回のリニューアルで2億円出していますが、そういう情報を全部盛り込んで

ほしいと思います。

委員： 小児科、産科というのは、なくなると大変ですが、武蔵野市の中でも、すごく少なくなっています。

委員長： 予算の絡みもありますが、現在までの改善してきた部分と、これから変わるかもしれないという部分を少し含めていただければよいと思います。

委員： 本来的には診療所へ行って、そこで対応できなければ、基幹病院でという形を模索はしているのだと思いますが、土日は日赤という格好になっているため子供を持つ親が、日赤に集中してしまうらしいです。

委員： かかりつけ医ということもあったと思いました。

委員： でも、日赤の方が、かかりつけ医よりも診療費が高いのですが、高くても、やはりみんな日赤に行ってしまうのが現状です。

委員： 小児科のある診療所がどこにあるかわからないという市民もいるのかもしれませんが。ただ、そういうことは、聞けば、必ず教えるようなシステムはできていて、市役所でも教えています。それでも診療所でなくて、やはり日赤のほうが総合病院という感じで名前が通っているので、何かあると、さっと日赤へ行ってしまうのだと思います。

だから、小児科の診療の状況が、こういう状況だということを書くこと自体が、果たして良いのかという気もします。

委員： かかりつけ医の選定とかネットワークシステムも一緒に絡めて記事にすると良いのではないですか。

委員長： では、小児救急医療のネットワークや情報伝達の方法、それと、中核施設としての目的のあり方みたいな形の整理でよろしいですか。

#### <団塊世代への支援について>

委員長： 団塊世代への取り組みについてはいかがですか。団塊でまとめると大きくなるようであれば、浜執筆者が提案されたシルバー人材センターのことではどうですか。シルバー人材センターは、以前に取り上げていましたか。

委員： 執筆した記憶があります。

委員： シルバー人材センターで、団塊対応などという動きもあるのですか。

委員： 会員は、六十何歳以上ですか。

事務局： おおむね65歳以上ですが、60歳の方もいます。

委員： 団塊は、まだ60歳です。

委員： 市では、特別に何か考えているのですか。

事務局： 3月にまとまった福祉総合計画には、NPO活動促進基本計画の中で検討しますとの記述があります。ただ、団塊の世代のみをターゲットにする施策については、市が直接施策を行った方がいいのか、NPOにお願いして、例えば「DANKAIプロジェクト」や、社協の「お父さんお帰りなさいパーティー」というようなところを受け皿にしているのかは、まだ整理がついていません。

また、4月1日から、65歳までの雇用延長を希望する者は、雇用延長しなくてはいけないという法律ができました。

委員： 健康開発事業団でも、65歳まで雇用延長ができるよう就業規則を改正しました。法律では、個人が希望する場合に、定年を延ばすか、あるいは嘱託のような形態で1年ずつ雇用を継続するか、どちらか選択することになっています。

事務局： マスコミ報道で言われるように、一概に地域に戻ってこないと考えられます。定年を迎える多くの方が、働き続けたいと思っていますし、また会社をやめても、地域でボランティアというよりも、コミュニティービジネスを立ち上げたいとか、自分で商売をしたいというように、地域貢献のために、無償で何かをやるというインセンティブまではないようです。ですから、福祉の分野よりも、起業支援やコミュニティービジネス支援のようなものを欲しているのではないかと思います。

委員： 多分そうだと思います。「お父さんお帰りなさいパーティー」というと、やはりボランティアで、起業支援みたいな施策は見えてこないと思います。ほかに支援施策があれば、CIMで取り上げると良いのではないかと思います。

委員長： 「市民と市役所との協働」と長期計画にうたわれている割には、当事者たちの意識にギャップがあるというところは、焦点をおいても良いと思います。起業、ビジネスとしての協働の仕方もあるのであれば、そこを支援する方が、溝を埋める形としてはいいわけです。ですから、それがないから、取り上げようがないと考えるより、あるけれども、ミスマッチしているというほうが、メッセージとして伝えられるかもしれません。団塊世代のコミュニティーとのかかわり方の多様性みたいな形で取り上げると、トピックとして成り立つかもしれません。

事務局： 委員長が言われた点からすると、今のシルバー人材センターのあり方でいいの

かという問題につながっていかざるを得ないと思います。

#### <今後の安全・安心対策について>

**委員長：** 安全安心という分野で、最近の新しいタイプの犯罪について記載してはどうですか。

**委員：** 振り込め詐欺について記事になったことがないので、消費者ルームが商工会館に移転し、消費生活センターとなって、この種の犯罪についての相談も対応していることを取り上げてはどうですか。

**委員：** 防災安全部では、どのような業務を行っているのですか。

**事務局：** 防災安全部には安全対策課と防災課と2つの課があります。安全対策課は昨年7月の防災安全部設置に伴い新たにできた課で、ホワイトイーグルやブルーキャップ、市民防犯パトロールといった市民生活の安全に関すること及びアスベスト対策、国民保護法関連の業務を所管しています。防災課は消防及び災害対策について扱っています。

**委員長：** 消費者が犯罪に巻き込まれた場合、所管はどうなるのですか。

**事務局：** その場合は、生活経済課の範疇になっています。

**委員：** 執筆者のほうでは安全対策全体として取り上げるということでも良いのですか。

**執筆者：** 防災安全課から防災安全部へ格上げになるということは、新しい犯罪が広がっているなので、より強固な対策が必要になった、そういう時代になったのではないかと考えました。

**委員：** 犯罪に対しては、安全対策課が警察と連携して対応しているのですか。また環境浄化はどうですか。

**事務局：** 環境浄化は、安全対策課が所管しています。

**委員：** 個別のテーマごとに取り上げた方がいいかもしれません。

**委員：** 子供に対することは、防災安全部とは別の部署なのですか。

**事務局：** 子供に対することは、教育委員会と安全対策課、子ども家庭課、児童青少年課及び保育課です。子供施策という切り口でいくと、子ども家庭課が全体を統括することになっています。

**委員：** 例えば市の安全対策というテーマにした場合は、書きづらいと思います。安全対策課に絞り込んだほうがわかりやすい。



**事務局：** 安全対策ということになると、かなり広くなると思います。例えば子供の施設では、防犯カメラの設置にはじまり、門扉のオートロックやホワイトイーグルを巡回させていますという具合です。

従来の子の防災は、地震対策を基軸に取り組んでいましたが、新しい犯罪だとか、子供に対する犯罪が増えてきて、犯罪とか水害というものにシフトしつつありますので、そのような観点からお書きいただくということもできると思います。

**委員長：** 組織に焦点はあるとしても、そこから今後の新しい安全・安心対策に市がどのように取り組もうとしているのかということに記載すると、安全・安心教育としても取り上げることができるのではないかと思います。

#### <現場から見た介護保険法改正>

**委員：** 介護保険が改定になりましたが、どこが、どういうふう変わったのかがよくわかりません。

**委員：** 私も、そこを知りたいです。何かサービスが追いついていないというのが、実感としてすごく感じます。でも、それが、どこから来るのかというのがよくわかりません。

**事務局：** 厚生労働省では、介護予防を重視したシステムにシフトしていこうという考えですが、具体的な運用体系や介護報酬体系を見ると、そうなっておらず、現場が混乱しているのではないかと思います。

従来の要介護1と要支援の方が、新しい要介護認定になると、要支援1と要支援2にという認定区分になりましたが、それらに対して、介護予防のメニューが潤沢にそろっていません。

**委員長：** ただ、法の施行から5年で改正したわけですから、そのフォローアップとして、取り上げることはできるのではないですか。

**事務局：** 重要だと思います。しかし、市報でも1ページを使って、3回連続して掲載して説明している内容をCIMコラムの中で、まとめていくのは、かなり至難のわざではないかと思います。制度的な視点ではなくて、サービスを受けている側の視点や、提供している側のケアマネジャーやヘルパーを取材して、現場の視点から見るというのは必要かもしれないです。

**委員長：** 改正を全部説明したら、ちょっと荷が重いと思いますが、1施設においての対

応の変化や、現場の声、利用者側の声という形で取り上げるのは、テーマとしていいと思います。

委員： 現場も今、混乱中ではないかと思しますので、半年ぐらい経って、少し整理された頃に掲載するようにすると良いと思います。

委員： 難しい法律の改正のことはいいから、わかりやすく。

事務局： ①市の広報誌等について ②団塊の世代について ③小児医療全般について ④防災安全部の設置について ⑤現場から見た介護保険制度改正について という5本を確定し、社会教育委員、不発弾、シルバー人材センターについては保留という形で、次回以降状況の変化に応じて、ご検討いただくという整理の仕方、いかがでしょうか。

委員： 不発弾の発掘もおもしろいのではないですか。

委員長： 不発弾が発見された場合の担当部署はどこになりますか。

事務局： 防災課になります。自衛隊に調査及び発掘、撤去を依頼することになります。今回は、西庁舎の改築工事に伴って、磁気感知しましたが、自衛隊が調査したところ何もありませんでした。自衛隊では、たまたま磁気を帯びた土の層が固まってあったのではないかと言っています。撤去作業などに対する補助金は全面的にはつきません。

ただ、不発弾だけで1本書くには工夫が必要だと思います。

委員長： 取り上げても、おもしろいと思いますが、書く側が大変なことになっても、申し訳ないです。

事務局： 例えば、なぜ不発弾が多いかという視点から、武蔵野市に中島飛行機という、零戦をつくっていた工場があったという歴史からひもといて、武蔵野市は、他の区市町村に比べて、不発弾が埋まっている可能性は非常に高いという書き方はできるのではないかと思います。

委員： どういう税金がどういうふうに使われているのかというのを、絶えず目を光らせるのは、本当に一つ、書くときの視点として外さないでやっていくということも必要なかもしれないという気がします。

委員： いつも拝見していますが、きちっと書いていらっしゃいます。視点が、ぶれていないです。

#### <親子のふれあいについて>

委員長： 資料を見ると、「親子の触れ合いと家庭への啓発」については、一回も書かれていませんが、実施している施策がないということですか。

事務局： 「鳥取県家族ふれあい長期自然体験」等、いろいろと取り組んでいます。

委員長： 長期計画では、「体験事業を通じた親子の触れ合い」「子育て親育て」「子育て家庭への食の啓発」という3つのサブカテゴリーになっています。

事務局： それぞれ実態調査の結果がありますから、前回は議論になりましたが、グラフや表を入れることも可能だと思います。

委員長： トピックとして立てられると良いと思います。

事務局： では、先ほどの5つに、親子のふれあいを加え整理します。

#### (3) その他

事務局から平成18年度一般会計予算案が3月議会で否決されたことについて説明。

#### 3 前回会議要録について

平成18年2月3日(金)に開催された「第2回情報公開委員会会議要録」については、原案のとおり承認された。

#### 4 次回日程について

第4回情報公開委員会は、平成18年7月20日(木)午後6時30分から消費生活センター講座室において開催することとなった。

#### 【事前配布資料】

- ① CIMコラム掲載状況(第四期長期計画施策別)
- ② 第2回情報公開委員会会議要録(案)

#### 【当日配布資料】

- ① 武蔵野市防犯カメラの管理及び運用に関する規則の制定について

- 武蔵野市防犯カメラの管理及び運用に関する手引
- ② 平成18年6月以降のC I Mコラムテーマ選定資料
- ③ 平成17年度行政文書開示請求及び不服申立等の状況
- ④ 武蔵野市文書管理規則